

第 3 号 議 案

令和 7 年度事業計画

自 令 和 7 年 4 月 1 日

至 令 和 8 年 3 月 3 1 日

現在、我が国を取り巻く環境は、高齢化、人口オーナス現象が一層進展し、いわゆる第 4 次産業革命の到来によって、デジタルトランスフォーメーション(DX)の時代を迎えており、政治、経済、社会情勢のすべてにおいて更なる変革がなされる転換期を迎えている。我々社会保険労務士（以下「社労士」という）は、従来の価値観にとらわれず、新たな視点で事業主、労働者双方に対して、その社会的使命として果たすべき役割が増大しているところである。こうした状況において、我々社労士が国民の期待と信頼に応え、更なる社会的地位の向上を図るため、令和 7 年通常国会において、使命規定の創設をはじめとする第 9 次社会保険労務士法改正を成就すべく、佐賀県社会保険労務士政治連盟の協力を得て、引き続きあらゆる活動を展開していくこととする。

また、令和 6 年度に実施された「社労士実態調査」及び「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」の結果を踏まえ、社労士を取り巻く環境の変化を的確に捉え、また、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）のコーポレートメッセージである「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現に向けて、佐賀県社会保険労務士会（以下「本会」という）においても佐賀県の経済状況、社会状況を念頭に置き、事業主、労働者の双方の期待に応えるべく連合会事業計画を基に佐賀県内の経済の発展、事業主・労働者の福利向上のために以下の事業に取り組む。

加えて、このような時代背景を踏まえ、今後の県会収支内容の充実を図るべく平成 19 年度から据え置かれている会費の値上げ等について令和 7 年度中に検討し、検討結果を令和 8 年度の通常総会に提案する。

I. 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業

1. デジタル推進に関する事業

デジタル化委員会を中心に、次の事業を実施する。

- (1) 登録オンライン化推進のためマイナンバーカード取得推進
- (2) 電子申請の普及促進
- (3) 情報セキュリティ対応としてSRP II登録の促進
- (4) セキュリティインシデント対応のための情報収集・情報提供・研修会の開催

2. 社労士による労務監査業務の推進に関する事業

連合会が実施している社労士認証制度について会員に対し積極的活用を広報する

3. 人権尊重への取組みの推進に関する事業

企業における人権尊重の取組みの推進を的確に支援できる「ビジネスと人権」推進社労士（BHR推進社労士）を引き続き養成するとともに、BHR推進社労士の活躍に向けた支援を実施する。また、本会BHR推進社労士を講師とした会員向け研修会を開催する。

II. 事業環境の変化に適合できる専門能力の涵養に関する事業

1. 社労士の品位保持に関する事業

社労士による不適切な情報発信に関するサイトの検索システムを活用し、不適切な情報発信に対する指導及び牽制を行う。

5年に一度受講が義務付けられている倫理研修未受講者の一掃を目指す。

2. 研修に関する事業

社労士に求められる専門能力を発揮し、その社会的使命を果たすために必要な専門知識の涵養等を目的として、連合会、九・沖地協及び行政機関の協力を得て学術的・実学的観点から労働、人事労務、社会保障の3分野をはじめとする研修会を実施する。

- (1) 労働・社会保険諸法令に関する研修
- (2) 人事労務管理研修
- (3) 日本フルハップとの連携による安全管理研修
- (4) ADRに関する研修
- (5) 自主勉強会への支援
- (6) 新規入会者必須研修

III. 業務侵害行為の防止に関する事業

専門知識のない非社労士が社労士の独占業務を行うことによって、一般国民は甚大な被害を受けることが想定されることから、業務侵害行為に対しては県会規程に基づく厳正な対応を実施する。本会ホームページを活用し、社労士の独占業務に関して広報活動を行うとともに関係機関と連携した周知活動等を通じて、業務侵害行為の防止を図る。

IV. 社労士の専門能力を活かした社会貢献に関する事業

1. 街角の年金相談センター及び年金事務所における年金相談窓口等の運営に関する事業

街角の年金相談センター鳥栖オフィスの広報に努め相談者へのサービスの充実を図る。

また、年金事務所における年金相談窓口等の運営業務については、今後も本運営業務を円滑に実施するために日本年金機構と連携を密にして年金事務所等における年金相談業務の充実を図り、国民の負託に応える。

2. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業

社労士会労働紛争解決センターの利用促進を図るため、総合労働相談所における体制を強化する。また、センターの運営に携わるあっせん委員及び事務局職員の育成のための研修会を実施する。

3. 学校教育に関する事業

本年度も県内各高校に対し働くときのルールや労働・社会保障制度の意義について伝えることを目的とした教材を作成する。社会貢献事業として社労士が行う出前授業などの学校教育活動を通じて、次代を担う世代が安心して働けるように啓発し、また、若年層への社労士の認知度をあげていく。

4. 災害対応に関する事業

地震、津波、台風、水害をはじめとする突発的な災害が発生した際に、連合会の大規模自然災害等対策本部との連携のもと、状況を勘案のうえ、必要な支援等時宜に合った対応を迅速に決定し、取り組む。

V. 行政機関等との連携に関する事業

1. 関係機関等との意見交換会、協議会の開催

- (1) 佐賀労働局との協議会
- (2) 日本年金機構年金事務所との連絡調整会議
- (3) 協会けんぽ佐賀支部との協議会

2. 佐賀県専門士業団体連絡協議会への参加

3. 経済産業省及び中小企業庁等との連携に関する事業

連合会の「ビジネスと人権」に関する取組みへの理解を広めるとともに、経済産業省と連携し、中小企業・小規模事業者に向けた「ビジネスと人権」の広報・研修の実施を通じて、中小企業・小規模事業者への人権尊重の取組みを推進する。

VI. 社労士制度の発展に関する事業

1. 社会保険労務士制度に関する事業

第9次社労士法改正など法的な側面も含めて社労士制度の発展に向けた検討を引き続き行う。

2. 社会保険労務士試験合格者に対する登録促進に関する事業

社会保険労務士試験合格後、登録準備を行っている者に対する登録促進策として、社労

士業務の将来性を発信することにより、早期に新規登録を行うことができるよう更なる支援を行う。

VII. 各種事業

1. 登録等に関する事業

国家資格システムを活用した登録手続のオンライン化（以下「登録オンライン化」という）の運用が開始されたことに伴い、登録事務を適正に実施すると共に、連合会の協力を得て、登録オンライン化の普及促進を図る。

2. 社会保険労務士試験事務等の実施に関する事業

- (1) 社会保険労務士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験について適正に実施するよう連合会に協力する。
- (2) 社会保険労務士試験の受験申込みについて、オンライン申込みの利用者の増加に向け、ホームページ及び受験案内において更なる周知を図るとともに、受験申込者情報の管理等の運用面について適正に実施する。
- (3) 特別研修及び紛争解決手続代理業務試験について、ホームページなどを活用して更なる周知を図る。

3. SR経営労務センターへの協力等に関する事業

SR経営労務センターの全都道府県設置を目指し、未設置県会への設立支援を行うとともに、全国SR世話人会と連携を図り、SR経営労務センターの事業推進に協力する。

4. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業

5. 出版・頒布に関する事業

社会保険労務六法、社会保険労務士法詳解、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社会保険労務士手帳を頒布する。

6. 福利厚生に関する事業

- (1) 全国社会保険労務士会連合会共済会が取り扱う各種保険の団体契約に基づく福利厚生制度の運営等を行う。
- (2) 会員の福利厚生の充実のため(財)佐賀県地域産業センターの中小企業勤労者福祉サービスセンターの入会案内を行う

VIII. 広報に関する事業

1. 対外的な広報事業

社労士ブランドの更なる価値向上につながる広報を念頭に、制度の将来的な発展を見

据えて社労士制度推進月間、「社労士の日」（12月2日）をはじめとする広報活動を行う。

2. 会員に向けた広報事業

今年度からリニューアルしたホームページについては会員がより最新かつ有益な情報を取得しやすくなるよう利便性の向上を図る。

3. 新規適用事業所へのDM発送

社労士の関与率向上を目的に、日本年金機構が情報公開している新規適用事業所名簿を開示請求し、記載されている事業所に本会ホームページの社労士検索システム「社労士をさがす」利用促進のチラシ、社労士の業務案内及び開業会員・法人社員名簿リーフレットなどを郵送し、社労士活用の広報を行う。